

## 設置する学校に係る部活動の方針

令和3年1月1日

学校法人九州国際大学

学校法人九州国際大学（以下「法人」という。）は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁、平成30年3月）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（文化庁、平成30年12月）に基づき、法人が設置する九州国際大学附属高等学校（以下「附属高校」という。）及び九州国際大学附属中学校（以下「附属中学校」という。）の生徒にとって望ましい部活動環境を構築するという視点に立ち、以下の点を重視し、地域や部活動の種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

### 1 学校教育における部活動の位置づけと意義

部活動は、部長及び顧問等の指導のもと、スポーツや文化活動に興味・関心のある生徒の自主的、自発的な参加により行われるが、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効果的に取り組むことが大切である。

また、部活動には、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教育職員等との好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、人間形成につながるという意義がある。そのような観点で本方針を策定する。

### 2 附属高校及び附属中学校における部活動の方針の策定等

法人が設置する附属高校及び附属中学校の学校長（以下「各校長」という。）は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。

### 3 指導・運営に係る体制の構築

(1) 各校長は、生徒数や教員数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教育職員等の長時間労働の解消等を考慮して、部活動が円滑に実施できるよう、適切な数の運動部及び文化部を設置する。

(2) 各校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教育職員等の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

(3) 各校長は、各部の部長及び顧問等と共に、「運動部活動での指導のガイドライン」（スポーツ庁）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラ

イン」(文化庁)に則り、生徒の心身の健康管理を最優先させ、事故防止及び体罰・ハラスメント防止に努める。法人は、附属高校及び附属中学校における取り組みが徹底されるよう、適宜、支援を行う。

#### 4 適切な活動時間及び休養日の設定

部活動には、効率的な活動時間と日常生活にゆとりを与えるための休養日の設定が必要である。成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準として設定する。

##### (1) 活動時間及び休養日

- ① 1日の活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度を原則とする。
- ② 原則として、学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ③ 休養日及び活動時間等の設定については、上記を原則とするが、附属高校及び附属中学校の実態を踏まえて工夫し、例えば定期試験前後に一定期間の部活動休養日を設けること等により、学業や健康に配慮した適切な活動時間を設定すること。
- ④ 活動時間及び休養日が止むを得ない事由により上記に拠りがたい場合は、各部の部長及び顧問等は、校長と協議の上、別途活動時間及び休養日を設定することができるものとする。

##### (2) 長期休業中の活動

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、長期休業中は、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、連続5日以上休養期間(オフシーズン)を設ける。

#### 5 生徒の健康・安全確保

各校長は、運動部活動で生徒の突然死や熱中症等が発生していることに鑑み、事故の未然防止や事故が起こった場合の対処方法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備等事故対策を講じておくこと。特に、近年平均気温が上昇していることから、熱中症対策については十分留意すること。

#### 6 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

##### (1) 無理のない練習

各部の部長及び顧問等は、生徒の発達段階、体力、技能の習熟度を考慮した練習内容とし、無理のない練習を行うこと。なお、特に運動部顧問等は、スポーツ医学・科学の見地からは、トレーニング効果を得るためには休養を適切に取る必要があることや過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。

(2) 体罰・ハラスメント等の禁止の徹底

各部の部長及び顧問等は、殴る、蹴る等の直接的な暴力の他、長時間にわたる正座、水を飲ませない、長時間のランニング、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなども体罰等に該当することを理解し、絶対に行わないこと。これらを厳しい指導として正当化することや信頼関係があれば許されると考えることは誤りであり、決して許されるものではないとの認識をもつこと。 ※「体罰によらない指導の手引」（平成25年8月福岡県教育委員会）参照